プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 本日の検討の概要

これまでの検討

(2014年7月に改正された IFRS 第9号「金融商品」のエンドースメント手続)

- 1. 第 34 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会(以下「作業部会」という。) (2017年5月19日開催)から、2014年7月に改正された IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号 (2014年)」という。)のエンドースメント手続を開始している。
- 2. 第 35 回作業部会 (2017 年 6 月 22 日開催) では、IFRS 第 9 号 (2014 年) の減損の 要求事項に関する次の事項は、実務上の困難さの観点で、金融機関の実務における 知見を踏まえた検討が必要とされた。
 - (1) いわゆる相対的アプローチの適用
 - (2) 将来予測的な情報の反映
- 3. 前項を受けて、第 119 回金融商品専門委員会 (2017 年 8 月 4 日開催)、第 120 回金融商品専門委員会 (2017 年 8 月 24 日開催) にて当該事項の検討を行った。また、その検討状況について、第 366 回企業会計基準委員会 (2017 年 8 月 9 日開催)及び第 367 回企業会計基準委員会 (2017 年 8 月 25 日開催)で審議を行った。
- 4. 第 36 回作業部会 (2017 年 8 月 29 日開催) では、前項の金融商品専門委員会及び 企業会計基準委員会での検討状況をフィードバックし、IFRS 第 9 号 (2014 年) に 関してエンドースメント手続としての全体的な評価を行った。

(重要な会計基準以外のエンドースメント手続)

5. 第36回作業部会では、2017年6月末までにIASBにより公表された会計基準等(2018年1月1日以後開始する事業年度に発効するものであり、重要な会計基準以外)のエンドースメント手続を行った。

本日の検討事項

6. 本日は、次の2点について検討を行う。

審議事項(4)-1

- (1) 第 4 項の検討状況を踏まえて、IFRS 第 9 号 (2014 年) に関して、エンドース メント手続としての全体的な評価を行う (審議事項(4)-2)。
- (2) 第5項の検討状況を踏まえて、2017年6月末までにIASBにより公表された会計基準等(2018年1月1日以後開始する事業年度に発効するものであり、重要な会計基準以外)のエンドースメント手続を行う(審議事項(4)-3)。
- 7. 第 120 回金融商品専門委員会、第 367 回企業会計基準委員会及び第 36 回作業部会で聞かれた意見は審議事項(4)-4 に記載している。

以 上